

家庭用火災警報器のとりまとめについて

資料 3

平成23年6月1日より、住宅火災による死亡者を減らすために既存住宅を含めたすべての住宅に火災警報器設置が義務づけられました。

県の調べによりますと、平成23年度における北栄町内の家庭用警報器の設置状況は、義務づけられたすべての場所へ設置済の世帯は37.3%にとどまっています。

このような状況を改善し設置義務のあるすべての場所への設置を促進するため、この度火災警報器を斡旋します。

すでに町が配布しました火災警報器の設置がまだの方は、早急に設置をお願いします。

記

1. 斡旋方法

自治会は申し込みを取りまとめ、後日代金と引き替えで警報器を受け取り、その後申込者に配布。

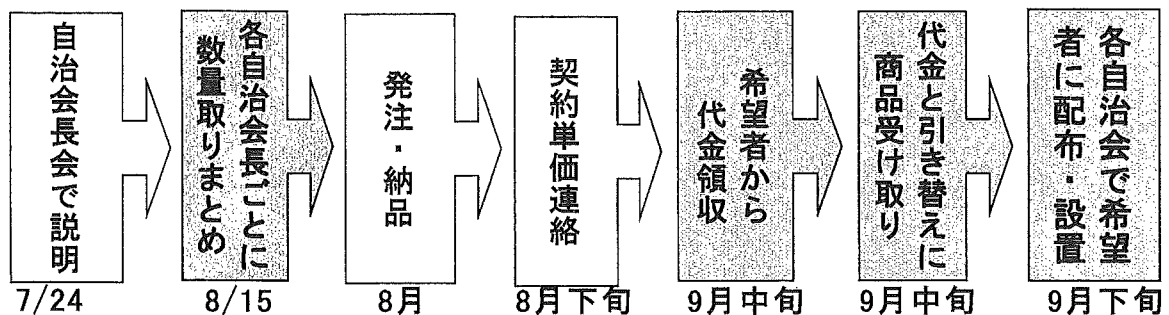
2. 火災警報器の金額

約2,000円程度となる見通しですが、単価確定後連絡させていただきます。

3. 設置について

火災警報器の設置は、各個人又は自主防災組織での取組みをお願いします。

火災警報器とりまとめの流れ



網掛け：自治会に御世話いただきたい部分

